

整骨院・接骨院を正しく受診しましょう

整骨院・接骨院の施術を受ける際にマイナ保険証等(※)が使用できるのは、以下の場合に限られています。施術を受ける前に正しいかかり方を確認し、適正な受診をお願いします。

マイナ保険証等が使用できる場合

・外傷性の明らかな打撲 ・捻挫 ・肉離れ ・骨折 ・脱臼

(骨折、脱臼については、応急処置以外の場合、医師の同意が必要となります)

整骨院・接骨院に かかる際のポイント

- ・負傷した原因は正確に伝えてください
- ・受け取った領収書は、大切に保管してください
- ・施術が長引く場合は一度医師の診断を受けてください
- ・「療養費支給申請書」は記載内容をよく確認してから署名してください

このような場合はマイナ保険証等を使用できませんのでご注意ください。

- ・日常生活による疲労や肩こり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・病气(神経痛・リウマチ・五十肩など) からくる痛み、こり

医療費適正化対策として、当組合(委託先: オークス) から施術内容や負傷原因について文書などで照会を行う場合があります。該当となったときは、回答のご協力をお願いします。

※マイナ保険証等とは、「マイナ保険証」「資格確認書」「組合員証」「組合員被扶養者証」をいいます。